

## 第5章 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の出現率は全国的に増加傾向にあり、本市では全国平均を上回る状況が続いています。文部科学省は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行に基づき、令和元年度の通知で『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する。」と示しています。このことも踏まえ、改めて不登校児童生徒への支援について考えてみましょう。

### 1 不登校とは

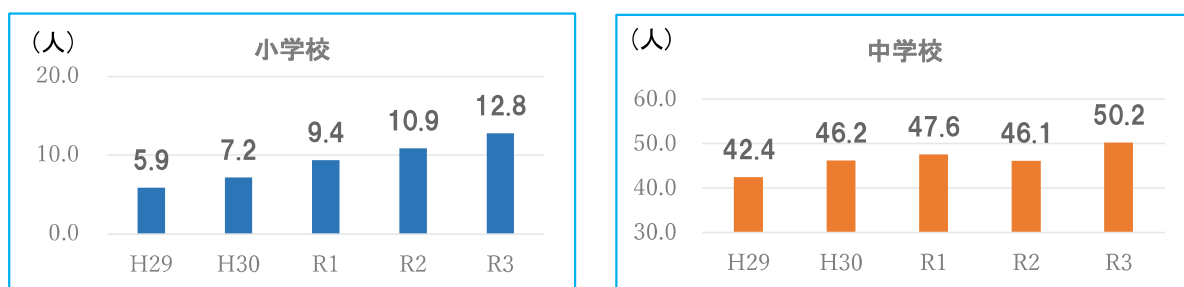
#### (1) 不登校の定義

- 文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」※において、以下のように定義されており、年度間に連続または断続した欠席日数が30日以上の子どもの数を調査では計上することになっています。 ※以下、問題行動等調査

定義：不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」

#### (2) 市立小・中学校における不登校の状況

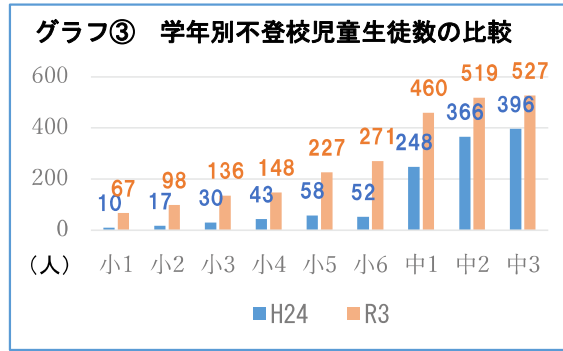
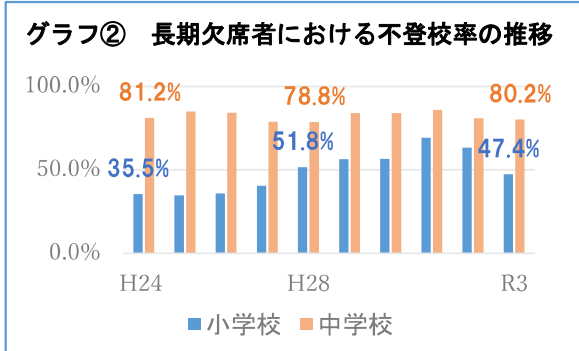
グラフ① 1000人あたりの不登校児童生徒出現数の推移



- グラフ①は平成29年度から5年間の問題行動等調査における1000人あたりの不登校児童生徒出現数を表しています。この5年間で、小学校では約6人から約13人へ2.2倍に急増とも言える状況にあり、中学校でも約42人から約50人へ1.2倍に増加しています。
- この数字は40人学級に置き換えると、平均で小学校では2学級に約1人、中学校では1学級に約2人の不登校児童生徒がいることになり、こうした児童生徒への支援が学校全体として取り組むべき課題であることを改めて認識することができます。
- また、不登校の全国的な増加の背景の一つとして、冒頭に触れた「児童生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある」との文部科学省の方針による児童生徒本人や保護者の意識の変容等が考えられます。

- グラフ②でわかるように、中学校では過去 10 年間の長期欠席者における不登校の占める割合が 80%程度で推移する一方で、小学校での割合は 30%程度から一時 70%程度まで上昇しました。これは平成 24 年度から 29 年度にかけて全校の支援教育 CO を専任化したことにより、それまで不登校以外の長期欠席者として認識していた児童を、不登校として認識し、対応するようになったことも関係していることが推察されます。

※ 令和 2 年度、3 年度の 2 年間の小学校での不登校率の低減は新型コロナウイルス感染症の影響により、不登校かどうかの判断が難しかったことも一因と推察できます。



問題行動等調査より

- グラフ③は平成 24 年度と令和 3 年度の学年別不登校児童生徒数の比較を表しています。小学校では低学年からの不登校が学年を追うごとに増加しており、学年平均で 5 倍に増加しています。不登校の兆候が低学年で表れており、早期からの個に応じた適切な支援が必要であることがわかります。
- 中学校においては、進学による環境の変化が要因とされる、所謂「中 1 ギャップ」に加え、中学 2 年での増加も深刻な状況が続いていることを改めて認識する必要があります。
- また、学区小学校と登校支援の在り方について情報を共有するとともに、中学進学前に、登校することに課題のある児童一人ひとりについて、小学校で行ってきた支援内容等の具体的な情報共有を行い、中学校での支援につなげることが大切です。

### (3) 不登校の要因

#### ① 問題行動等調査から (本市調査結果より)

- 問題行動等調査における「不登校の要因」の項目では、「学校に係る状況」「家庭に係る状況」「本人に係る状況」に分類されます。
- 例年、「本人に係る状況」では「無気力・不安」といった項目が多く計上されていますが、「無気力・不安」は要因ではなく、何らかの背景や要因の結果として、その状態に至ったと考える必要があります。
- 「学校に係る状況」では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業不振」等が、「家庭に係る状況」では「親子の関わり方」等の項目が多く計上されています。
- (2) に示した内容を踏まえると、早くは小学校低学年から、家庭や学校における様々な状況により、登校することに困難さを抱えるようになった児童が欠席を続けるようになり、やがて「無気力・不安」な状態に見えるようになっていくものと考えられます。
- こうした状況に至らないように、登校することに困難な兆候を把握した早い段階で児童生徒の抱える背景や要因を多面的に捉えた上で、適切な支援を進めることが大切です。

## ② 児童生徒本人に対する調査から（文部科学省調査より）

- 令和4年6月に文部科学省から通知された「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」に、本人・保護者に向けたアンケート調査の結果がまとめられており、「不登校児童生徒への調査からわかったこと」として、主に次のような点を示しています。
  - 学校が認識しているよりも、かなり多くの児童生徒が、不登校の要因・背景として、「学業不振」や「教職員との関係をめぐる問題」を挙げていること。
  - 不登校児童生徒の約3割は、適応指導教室や病院などの外部だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー等、学校内での専門的な相談・指導等につなげていない可能性があること。
  - 不登校児童生徒の4割は、学校に行きたくないと感じ始めた時、まだ登校していた時期に「誰にも相談しなかった」と回答しており、特に小学校低学年ではその傾向が顕著であること。
- 報告書ではこうした調査結果から、不登校児童生徒への支援について「担任等だけに任せるのではなく、学校として組織的・計画的に取組が行えるような学校組織マネジメントと支援体制の構築」を、学校が行うべき取組として指摘しています。

### 「義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨について

文部科学省は令和4年6月の報告書において、改めて同法の趣旨と方針について次の4点について示しています。

- 不登校というだけで問題行動であると受け取らないように配慮すること
- 登校のみを目標にするのではなく、社会的自立を目指す必要があること
- 個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと
- 教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されないことであり、こうしたことが不登校の原因となっている場合には、懲戒処分を含めた厳正な対応が必要であること。

どれも重要な事ですが、特に4つ目の点については、不登校児童生徒を対象としたアンケートに不登校の要因・背景として、「教職員との関係をめぐる問題」と回答した児童生徒が学校の認識以上に多かったことから、私たち教職員は重く受け止める必要があります。

教職員との関係を原因として、児童生徒が登校できなくなるといったことが起こらないよう、一人ひとりの教職員が、自らの言動によって児童生徒の心、そして登校状況にも大きく影響を及ぼすことを、改めて十分に認識しておかなければなりません。

## 2 登校に困難さのある児童生徒への早期支援

- 第1章で述べたように、『魅力ある学校づくり』を進めることは、登校することに困難さのある児童生徒への支援にとっても大切な取組です。不登校対策に取り組む際には、すでに登校できなくなっている児童生徒への支援だけでなく、現在は登校できている児童生徒の中から、新たな不登校児童生徒を生じさせない取組が重要です。
- 不登校の兆候が見られた際に、初期対応の遅れは事態の悪化につながります。ここでは迅速かつ適切な初期対応について考えてみましょう。

### (1) すべての児童生徒の状況を把握する

- 登校支援を必要とする児童生徒を見極めるためには次のような方法等を通して、すべての児童生徒の状況について情報収集を行います。

情報収集の方法例
① 学級担任、学年教職員、教科担任、養護教諭、部活動顧問等による日常的な観察 ※ 「学級での様子」、「授業での様子を含めた学習状況」、「保健室利用の状況」、「部活動での様子」等
② 定期的なアンケートをもとにした教育相談（児童生徒との個人面談） ※ 教育相談は、主に中学校・高等学校で実施されますが、近年の状況においては小学校でも有効な取組です。
③ 連絡帳、個人ノート、GIGA 端末からの情報
④ 保護者からの情報
⑤ 他の児童生徒からの情報
⑥ 欠席、遅刻、早退等の状況
⑦ かわさき共生*共育プログラム効果測定アンケート結果における座標位置等の変化 等

### (2) 登校支援対象となる児童生徒の見極め

- (1)の表中の①～⑤までの方法等で得た主観的な情報、及び⑥⑦の客観的な情報を学年主任をはじめ学年教職員で共有し、随時 CO、生徒指導担当等の関係教職員に報告し、情報を一元化した上で登校支援を必要とする児童生徒を見極め、管理職に報告します。また、個々の登校支援に関する記録\*を作成し、支援に活用します。 ※以下、支援記録

#### 登校の困難さを客観的に把握しよう

国立教育政策研究所は欠席日数等から次のような換算式で、年間授業日数を200日として年間30日以上（15%以上）を不登校相当、同15日以上（7.5%以上）を準不登校相当と分類しています。

$$\text{欠席日数} + \text{保健室等への登校日数} + (\text{遅刻回数} + \text{早退回数}) \div 2$$

この考え方をもちに、毎月の出席簿の状況と上記換算式を併用し、客観的に登校支援を必要とする児童生徒を見極める一つの方法にしましょう。

$$\text{支援ポイント} : \text{欠席日数} + (\text{遅刻回数} + \text{早退回数}) \div 2$$

$$\text{支援ポイント率} : \text{支援ポイント} \div \text{出席すべき日数} \times 100$$

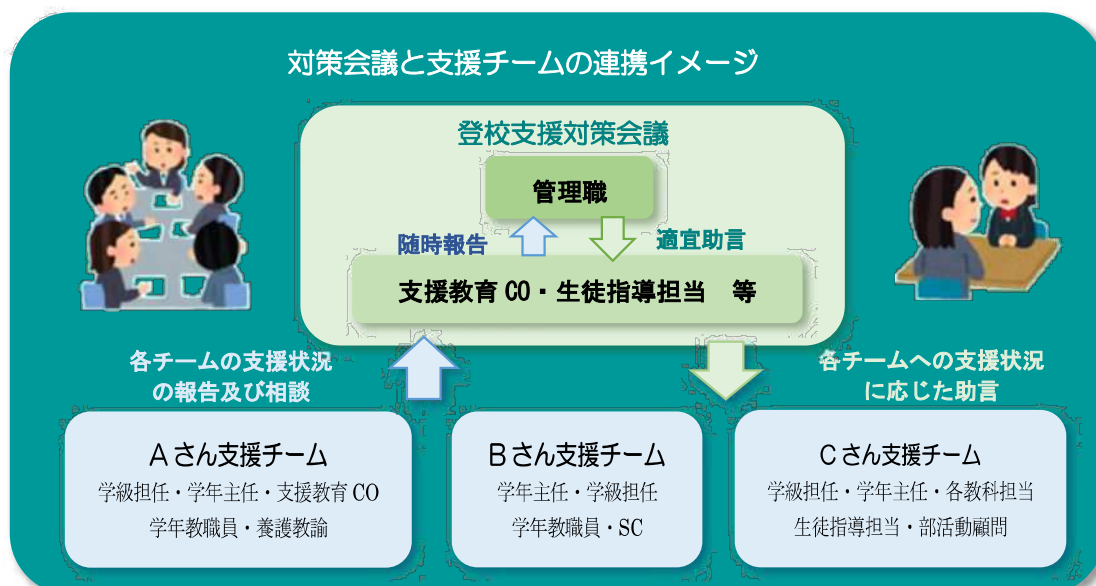
$$\blacklozenge \text{登校支援対象児童生徒} : 15\% \leq \text{支援ポイント率}$$

$$\blacklozenge \text{登校支援準対象児童生徒} : 7.5\% \leq \text{支援ポイント率} < 15\%$$

※ 教室以外の別室等へ登校をしている児童生徒は、すでに登校支援対象となっている者として支援ポイントの換算式には含めていません。

### (3) 登校支援のための対策会議の設置 【参照】 第3章-5 「個に応じた指導・支援のイメージ」

- (2)での管理職への報告をもとに、定期及び臨時に対策会議を開催します。
- 登校に向けた支援を行う際には、「登校できなくなった原因の追究」や「登校できるようにするための方法」といった点のみに捉われることなく、「どのような学校、学級であれば登校できるのか」「本人がどうしたいのか」といった視点で、児童生徒の思いに寄り添った支援策を講じることが大切です。
- 対策会議では、「情報の再収集」、「課題の背景や要因の見立て」、「支援方針、計画、具体策の検討と決定」、「対応チーム（登校支援チーム）の編成と役割分担」等を行います。
- 対応チームについては、メンバー内で随時、児童生徒の状態の情報共有を行える工夫をしながら、児童生徒の状態に応じた臨機応変な支援を行える体制を構築します。
- また、適宜、効果を検証しながら柔軟に対応できる実効性の高い支援を追求します。また方針や計画を立てる際には、SCやSSWによる見立てを有効に活用します。



#### 登校できない児童生徒の学習評価の考え方 ①

文部科学省は令和元年度の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」で「不登校児童生徒が教育支援センター\*や民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には「当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは学習支援や進路指導を行う上で重要であること」、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には「当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすること」は、児童生徒の学習意欲に応え自立を支援する上で意義が大きい、としています。

※ 教育支援センターとは、本市では総合教育センター教育相談センター所管の「ゆうゆう広場」が該当します。

## (4) 具体的な登校支援

- 登校支援の対象となる児童生徒が欠席をした場合には、児童生徒の状態に応じて、保護者の意向も確認しながら、以下のような流れを基本に支援を進めます。
- 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあることには十分に配慮することが必要です。
- 電話連絡や家庭との連携については、保護者が対応可能な曜日や時間を確認しておくことで、保護者との関係づくりや円滑な支援につながります。

### 欠席1日目 電話連絡等で本人と対話しよう

- 風邪等の体調不良が理由であっても、児童生徒本人にとっては、たった1日の欠席が翌日の登校への不安につながる可能性があります。
- 放課後に電話連絡、GIGA 端末の Meet 機能の活用、家庭訪問等を通して、本人や保護者と健康状態や学校の様子等を話すことで、本人の気持ちの理解に努め不安を解消するよう働きかけましょう。

調子は  
どうですか？



### 欠席2日目 本人に会おう

- 2日間の欠席には十分な配慮が必要です。家庭訪問をして、可能な限り本人と、少なくとも保護者と会うよう努めます。
- 直接「会いに行く」行動が、その後の支援に大きな意味を持ちます。
- 本人に会えない場合を想定して「心配している」気持ちを伝える手紙を用意しておきましょう。家庭訪問に不慣れな学級担任には学年主任やCO等が同行します。

来てくれて、  
ありがとう。  
明日はいけるよ。



### 欠席3日目～ チーム支援を粘り強く続けよう

- 欠席が長期化する兆候です。チームで集まり支援記録を元に情報共有、支援方法や役割分担を確認します。
- さらに、欠席が続く場合は、週1回程度、チームで短期的な支援策を検討します。
- 支援状況についてはCO、生徒指導担当、学年主任等から随時管理職に報告し、SCやSSWを効果的に活用するなどして、本人の内面の理解を深め、保護者に寄り添った粘り強い支援が必要です。

役割を  
確認しましょう。



### 3 登校支援を対象としていない児童生徒の欠席

- 欠席した日や欠席期間の学習内容や、次回登校予定日の学習の準備等について丁寧に説明するなどの配慮をする必要があります。

#### (1) 保護者からの連絡があり、理由がはっきりしている場合

- 理由がはっきりしていても、欠席が何日か続く場合には、家庭訪問等を通して、随時学級の様子を伝えるなどして、登校を再開しやすいよう配慮します。
- 電話連絡や家庭訪問を通して、心配な様子を感じた場合には登校支援対象と同様の対応を視野に入れ、学年主任、CO、生徒指導担当等の関係教職員に報告します。他の教職員が何らかの情報を得ている場合があります。
- 直近の学校生活において、いじめをはじめ他の児童生徒とトラブルがある場合には、欠席の長期化の要因になります。状況に応じて、登校を妨げる課題解消に向けた対策会議を開催し、チームによる対応が必要になります。

#### (2) 保護者から連絡はあるが、理由がはっきりしない場合

- 「病院に行っても、体調不良の原因は不明」等、欠席の理由がはっきりしない場合には、登校支援の対象として対応します。いじめや暴力等の校内外でのトラブル、教師との関係、その他の事情を児童生徒本人が保護者にも話せず、一人で抱えている場合等、様々な状況を想定し、児童生徒の内面に寄り添った支援を進めます。
- 当該児童生徒の学校生活の状況等を把握し直し、早期に本人や保護者と会って、本人の置かれている状況の理解に努めます。児童生徒本人の所在がつかめない等、身近に危険が迫っている可能性の緊急度が高い場合には、緊急支援を進めます。

#### 登校できない児童生徒の学習評価の考え方 ②

義務教育段階では、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること等の要件を満たし、「民間施設等における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。」としています。

今後、GIGA端末を活用した自宅での学習等についても、そのあり方を検討し、示していく予定です。



## 4 不登校状態が長期化している児童生徒への支援

- 様々な支援を早期から行っても、欠席が長期化してしまうことがあります。そのような場合に、どのような視点を持ち、児童生徒や保護者を支援すればよいのかを考えてみましょう。

### (1) 継続的な支援を



#### ① 関わり続けることの大切さ

- 長期間登校できなくなった場合、学校の友人との関係が疎遠になることや、学校の様子がわからないことに不安を感じる児童生徒が多くいます。定期的に家庭訪問等を行い児童生徒本人や保護者と関わり続けることが重要です。
- 関わり方は様々ですが、児童生徒や保護者が疎外感や負担感を感じないように、関わる頻度や面接等の場所や連絡方法などを本人、保護者、教師の三者で相談して決めます。
- 児童生徒との関係づくりには、家庭訪問等で直接対面することが欠かせませんが、GIGA端末を活用することも一つの方法です。

#### ② 寄り添い続けることの大切さ

- 家庭訪問等では児童生徒本人や保護者との関係づくりに重きを置きます。興味・関心のある話題を中心にするなど、本人の気持ちに寄り添う姿勢を心がけます。
- また、保護者の支えになることも重要です。不安な気持ちから学校や教師に対する批判的な言葉が聞かれることもあるかもしれませんが、保護者の焦りや悩み、苦しみなどに十分に耳を傾けて、その気持ちに寄り添う姿勢が大切です。

#### ③ 学習支援の大切さ

- 欠席が長期化すると学習支援が置き去りになりがちです。児童生徒本人の状況を見ながら、どのように学習支援を行うかについて、本人や保護者と相談します。児童生徒の状況によっては教室以外の別室への登校を働きかけることも有効です。
- 学習プリント等の配付や回収だけでなく、各教科担当者と連携するなどして学習評価を視野に入れ、児童生徒の習熟度に応じた学習課題を提示することやGIGA端末を活用することなど、児童生徒が学ぶ意欲を高められるような温かな働きかけをしていきます。

#### ④ 様々な配慮を

- 学校を欠席していても、個別に学校医による健康診断を無償で受けられる等の児童生徒や保護者に有益な情報を、もれなく保護者に伝えることは、保護者との信頼関係を構築する上で重要なことです。また、費用負担のある給食の扱い等について、児童生徒本人や保護者と相談するなどの配慮も必要です。

### (2) 安心して学校復帰できる環境づくり

- いつ児童生徒が復帰してもいいように、学校や学級の環境を整えることが重要です。例えば下駄箱、机、ロッカーなどの整理、授業等の配付物の保管等を確実にを行い、欠席が続いていたとしても、欠席している児童生徒の居場所や存在を学級全体に意識させることが大切です。
- 学級担任が欠席している児童生徒を大切にできる姿勢は、学級全体の思いやりの心を育てます。いつ教室に来て、学級の仲間が温かく迎え入れる雰囲気を醸成しましょう。
- 欠席している児童生徒の状況を学級で伝える際は、必ず本人及び保護者の意向を確認します。



### (3) 登校再開の兆しが見えたときには

- 表情が明るくなったり、外出が増えたりするなど状態の変化が見られたり、「学校に行ってみようかな」など前向きな言葉が出たりしたときは、登校再開のチャンスです。
- こうした際には、本人や保護者のはやる気持ちに寄り添い、十分に相談した上で、段階的に学校生活に適応できるよう、以下のような配慮をします。無理に頑張りすぎて、挫折し、再び休み始めてしまう例が少ないことを念頭に置くことも大切です。
- 児童生徒が教室への復帰を不安に感じている場合には、教室以外の場所への登校から段階的に支援をすすめることも必要です。
- 児童生徒にとって、「在校時間を延ばすこと」や「自分の教室に行くこと」は、教師の想像以上にハードルが高いものです。段階的な支援については教師主導で進めるのではなく、児童生徒の気持ちを第一に考えることが大切です。

#### 学校生活に適応するための配慮事項の例

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| ● 登校頻度：毎日、隔日、特定曜日   | ● 登校場所：保健室、学習支援教室      |
| ● 登校時間：朝から、午後のみ、放課後 | ● 在校時間：2校時まで、午前中、給食まで等 |

※ 特別な配慮のもと、登校する児童生徒がいることは、すべての教職員で情報共有し、登校再開に支障がないようにします。

### (4) 学校以外の「居場所」での体験

- 「学校に行こう」と思っている、行こうとすると身体が動かなくなってしまうケースもあります。このような児童生徒には、学校以外の場で好きなことに熱中し、楽しく過ごす体験や、新しいことに挑戦して、「自分にもできる」と感じる体験を通して、自己肯定感を高めていくことが大切です。
- ゆうゆう広場やNPO、フリースクール等の学校以外の学びの場では様々な人とのふれあいを通して、学びを広げたり深めたりすることができます。新しいチャレンジをすることで自信をつけることが、次の一步を踏み出す意欲を高めるきっかけになることもあります。
- 学校が、児童生徒本人や保護者と合意の上、学校以外の学びの場と連携して通所状況や活動の様子等を把握し、本人と保護者の励みとなるような働きかけをすることも大切です。

#### 登校を支援する取組

近年、多くの学校において在籍クラス以外の場所（以下、別室）等で登校に困難さのある児童生徒を支援する取組を進めています。そこでは、児童生徒がGIGA 端末を活用するなどして学習に取り組む姿や教師と対話する姿がみられます。

児童生徒が別室に登校した際には、その情報を教職員間で共有し、授業のない時間等に同室を訪れ、温かな言葉かけをすることが児童生徒の安心感につながり、「また、来てみよう」「教室に行ってみようかな」といった気持ちの高まりにつながるはずで

年度当初に、管理職が学校全体の協力体制を構築し、別室の運営や調整はCOや生徒指導担当が担います。CO等は曜日や時間ごとに教室の担当者を配置するとともに、関係教職員と個々の児童生徒への支援方針や登校状況等について情報を共有します。

## (5) 将来の自立に向けて

- 欠席が長期化してしまった中学生は「卒業後の進路選択」に直面し、大きな不安を抱くことを忘れてはいけません。「学校に行けない」という理由で、将来を悲観し、卒業後の進路について考えることを放棄し、無気力な状態に陥ってしまう例も少なくありません。また、保護者も同様の考えに至ってしまう心配もあります。
- こうした状態に至らないよう、欠席の長期化が認められた早期から、登校再開への働きかけと平行して、学習評価を視野に入れながら具体的な学習支援を進めるとともに、生徒や保護者に対して計画的、積極的に、進路選択に向けたガイダンスを行い、将来の目標を自ら決定し、実現できるよう支援していくことも大切です。
- 中学卒業後の進路選択については、生徒本人と保護者に対して、多様な学びの場について十分に説明することが大切です。

## (6) 中学校等卒業後の支援

- 高等学校等への進学に際しては、学校生活への不適応が中途退学の主な要因とされています。学校生活への適応に心配がある生徒については、中学校への進学時に小学校と中学校とが連携するのと同様に、中学校から進学先に対して在学時に行ってきた配慮や支援について情報を提供し、高等学校等が進学後の支援に関して配慮することが大切です。
- 中学校を卒業して以降、「進学も就労もしていない」、「高等学校等へ進学したものの学校に通えない」、「高等学校等を中途退学した」等の者に対して、学校ができる支援は限られます。
- しかしながら、彼らと社会とのつながりを絶やさないために、卒業した中学校や中途退学した高等学校等に相談があった場合には、夜間中学校等での学び直しや就労等の情報、社会的自立を支援する行政等の窓口に関する情報を提供するなど、可能な範囲での支援を心がける必要があります。

## 5 緊急支援を要する場合

- 平成 27 年 2 月に本市立中学校 1 年生が長期休業後、突然登校しなくなり、事件に巻き込まれ尊い命を失うという痛ましい出来事がありました。
- 児童生徒がはっきりした理由もなく突然続けて欠席した場合には、児童虐待を含め何らかのトラブルに巻き込まれ、身近に危険が迫っている可能性を想定する必要があります。
- このような場合には、以下の項目例にあげる情報をできるだけ多く、可能な限り迅速に収集し、管理職が直接指揮をとり、緊急支援体制を構築します。

### 緊急度を判断する項目例

当該児童生徒に関する

- 欠席が続くまでの**学校生活の様子**
- 学校が把握している**学校内外の交友関係や行動**
- 学校が把握している**家庭での状況**
- 欠席時の**所在確認**
- 欠席前と欠席以降の**保護者との連絡状況**
- これまでに連携している**学校外機関**



## (1) 緊急支援の目指すもの

- 緊急支援では、児童生徒本人及び保護者に直接会い本人の安否確認、安全確保のための措置を講じることが重要です。

### ① 何よりも児童生徒本人に会う

- 直接会い、「力になりたい」気持ちを伝え、継続的に対話ができるようにします。
- 無理に登校させるのではなく、本人の内面に寄り添い、抱えている課題とその背景を把握し、課題解消のための手立てを一緒に考える姿勢を示します。

### ② 少なくとも保護者に会う

- 本人の所在がはっきりしない場合には、警察への相談や届出について助言し、状況に応じて警察署へ保護者と同行することも必要です。
- 保護者の中には、本人に関する情報を秘匿したいとの心理が働く場合もあります。保護者に寄り添いながら、本人の置かれている状況の把握に努めましょう。

## (2) 躊躇なく関係機関と連携して

- 本人や保護者に会えない、会えたとしても児童虐待を含め本人に危険が及ぶ可能性があるような場合には、区・教育担当をはじめ児童相談所、少年相談・保護センター等の関係機関と迅速に連携し、児童生徒の安全確保を図ります。



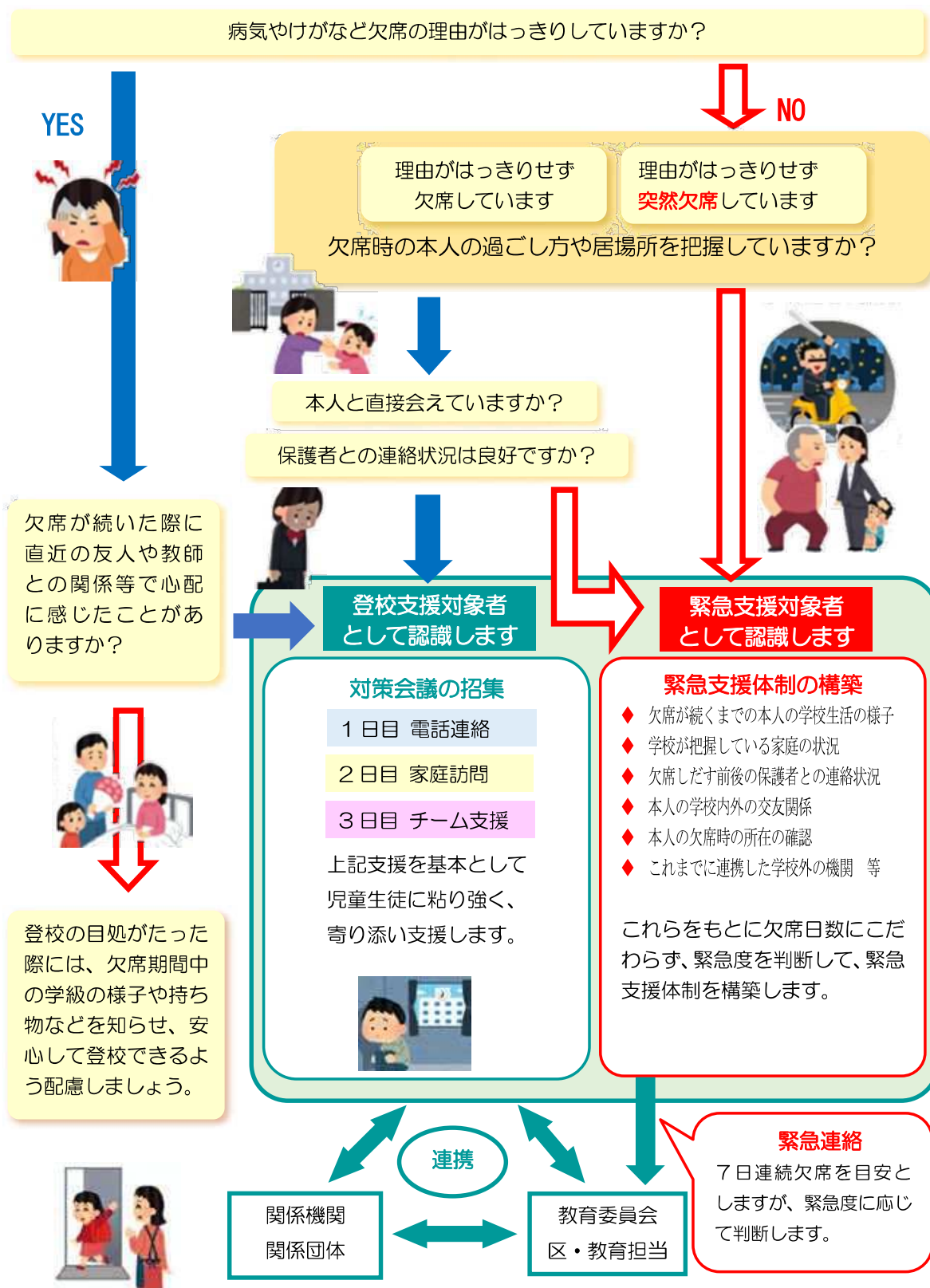
## (3) 対策会議を招集し、緊急支援チームでの対応を

- 緊急支援においては必ず管理職が対策会議を招集し、チームを統括し、すべての教職員が当該児童生徒の安全確保に向けて、綿密な相互連携のもと支援を進めます。
- それぞれの担当が状況に応じて柔軟かつ実効的に対応するよう指示します。
- 本人や保護者を直接支援する役割については、学級担任だけでなく複数の教職員が協働して担い、適切な関係機関と連携し、児童生徒の安全の確保を目指します。
- 危機的状況回避後には、児童生徒がそうした状況に陥った要因や背景について保護者や関係機関と連携して、児童生徒が再度そうした状況に陥らないよう支援を継続します。

## (4) 緊急事態の未然防止に向けて

- 「本人の言動」「学校内外の交友関係」等から緊急事態となる可能性を感知する場合があります。その対応は学校だけでなく、警察、児童相談所とも連携しながら（場合によっては警察等が中心となる場合もありますが）すべての教職員が一人ひとりの児童生徒を大切に意識を高め、粘り強く児童生徒の内面に寄り添う必要があります。
- 何かを「感じた」時点から、より多くの教職員が当該児童生徒や保護者への関わりを深め、児童相談所や県警少年相談・保護センターを紹介することや学校から区・教育担当への相談をすること等を含めた支援策を講じ、事態の悪化を防ぐ可能性を高めます。

## 6 児童生徒の欠席状況に応じた登校支援のイメージ



## 第6章 いじめ問題の理解と対策

平成 22 年 6 月、いじめを背景に本市の中学生が自ら命を絶ちました。私たちはこのことを決して忘れてはなりません。

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成、ひいては生命にさえも影響を及ぼす深刻な問題であり、本市の全ての教育活動の根底に位置付けられている人権尊重教育の根幹を揺るがす問題でもあります。本章では、いじめ問題への理解を深め、その未然防止と早期発見・早期対応等について再確認していきましょう。

### 1 いじめとは

#### (1) いじめの定義

定義：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

- 平成 23 年の他都市における中学生自死事案以降、改めて、いじめが社会問題化したことにより、平成 25 年 6 月に『いじめ防止対策推進法』が制定され、いじめの定義が上記のように定められました。同法に則り、平成 26 年には本市においても『いじめ防止基本方針』を定め、各学校では『学校いじめ防止基本方針』を策定しています。また、本市方針を令和 4 年に改定し、学校において『校内いじめ防止対策会議』と『校内いじめ対策ケース会議』間の情報の集約と共有を強化するよう改めて示しています。

#### 川崎市いじめ防止基本方針（抜粋）

平成 26 年に策定された本市いじめ防止基本方針では、主旨として次のように述べています。  
「いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものではなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが大切です。」と示されています。

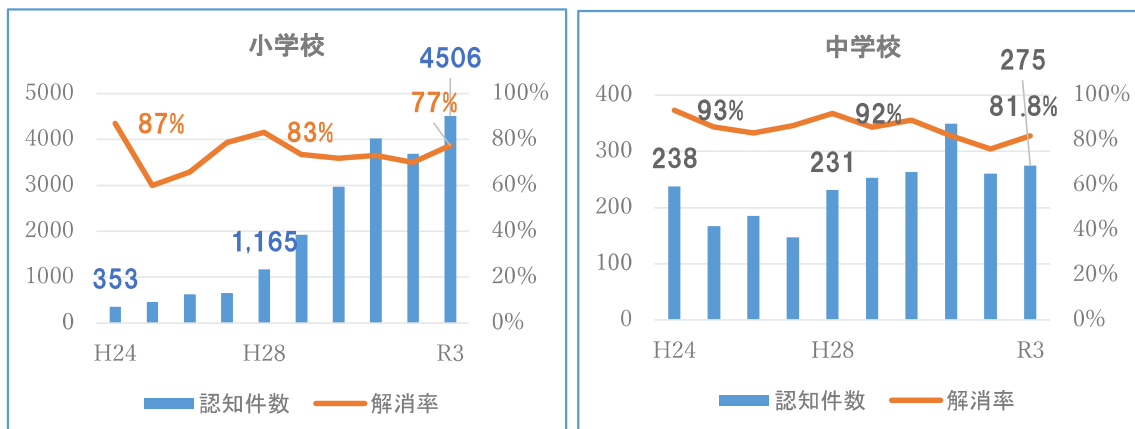
#### 各学校いじめ防止基本方針に反映

- いじめられている児童生徒の救済を最優先とする
- 一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築く
- 未然防止・早期発見・早期対応に取り組む

※ 本書では、いじめられている児童生徒を被害者、いじめている児童生徒を加害者と記します。なお、本市いじめ問題専門・調査委員会では、被害者を当該児童生徒、加害者と加害に關与した児童生徒を関係児童生徒とし、報告書に記載しています。

## (2) 本市におけるいじめの現状

認知件数と解消率の推移



問題行動等調査より

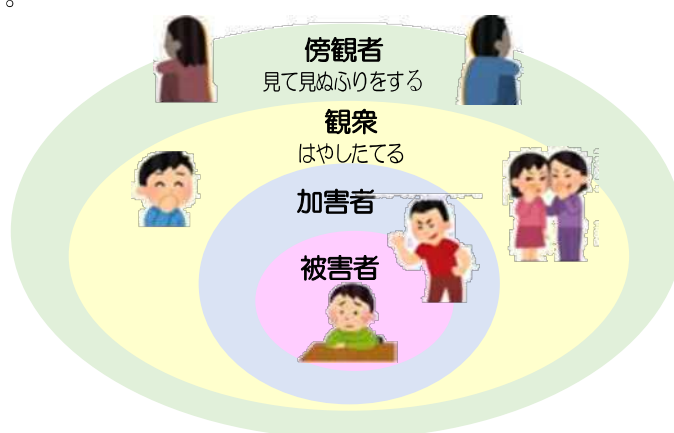
- 平成 23 年の他都市における自死事案以降、文部科学省がいじめを積極的に認知し、早期解決を図る必要性を以前にも増して各自治体教育委員会等に周知したことに加えて、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月施行）が成立し、いじめの定義が、一層被害者の受け止め方を重視する内容に変わったこともあり、いじめの認知件数は全国的に増加する傾向にあります。一方で、解消が困難な事例が増加しており解消率は横ばいの傾向にあります。
- 認知件数は、特に小学校において、平成 24 年度以降の 10 年間で 13 倍近くに増加しています。これは、法整備に加えて、平成 29 年度にすべての小学校で児童支援 CO を専任化したことによって、いじめに対する認知力が強化されたものと考えています。いじめを積極的に認知しようとする姿勢は、いじめの早期対応、早期解決を目指す上で重要です。
- いじめの解消率は、10 年間の平均が小学校で 74%、中学校で 86%です。近年のいじめ問題の複雑さから、完全に解消することの難しさを表す数値として捉えることができます。解消に至らず、継続的な支援や見守りが必要な一定の改善が図れたケースに対して、慎重に対応経過を見守っている状況にあることが推察されます。
- いじめの解消を目指すのは当然ですが、いじめが解消に至っていないケースは元より、解消したと判断をした後も、学校全体で丁寧に継続して見守る体制を確立していくことが非常に重要です。

### いじめの深刻さを見誤らない①

殴る、蹴る、故意に物を壊す等の行為は、いじめか否かの以前に暴行罪、傷害罪、器物損壊罪等の刑法に触れる「暴力」そのものであり、速やかに対処すべきものです。また、立ちふさがる、殴るまねや無理やりプロレス技をかけようとする等により恐怖を与える行為も、「暴力を伴ういじめ」として同様の対処が求められます。こうした行為は、日頃から言動が粗野な児童生徒同士の中で「仲間で行う遊びの延長」「いじる、いじられる関係」のようにみえる場合も多く、注意が必要です。

## 2 いじめのない学校づくりを

- 第1章で述べたようにいじめを防止するためにも、「魅力ある学校づくり」を推進することが大切です。加えて、すべての教職員が「いじめほどの学校でも、どの学級（集団）でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を深め、自らの問題として切実に受け止め、「いじめを許さない」姿勢を示し、いじめの起きにくい学級や学校の風土を築いていく必要があります。
- いじめの起きにくい学校づくりのためには、一人ひとりの児童生徒が「自分と異なる」存在を「多様性」として認め、「いろいろな人がいたほうが良い」と、違いを認め合える人間関係を学級、学年、学校全体で築いていくことが重要です。
- いじめの起きにくい風土があれば、仮にいじめが発生したとしても、観衆（はやしたてる者）や傍観者（見て見ぬふりをする者）の出現する可能性を低減し、「止めようとする者」の出現率を高めるはずで



森田洋司氏・清水賢二氏による「いじめの4層構造」

### （1）居場所づくりで風土をつくる

- ちょっとしたからかい等の些細と思われる行為が、学級や集団によっては多くの児童生徒を巻き込み、深刻な事態にエスカレートすることがあります。
- 学校生活に起因する児童生徒のストレスを減らし、児童生徒が他者を攻撃したり、攻撃に同調や加担したりすることのない「温かな学級・学校＝居場所」を教師主導で作っていくことが大切です。
- 授業中や行事の際に、児童生徒が嘲笑される等のことや参加できないでいる状態を見過ごすようなことがあってはなりません。

### （2）絆づくりで風土をつくる

- 学校が、児童生徒にとって安心・安全な居場所であっても、家庭や地域等に起因するストレスまでは解消できません。「憂さ晴らしに、誰かを攻撃しない」という強さと自信を児童生徒が持つためには他者と関わる喜びを感じ、誰かの役に立つ自己有用感を得る体験の機会をもつことが重要です。
- 授業や行事等の場面が、児童生徒同士が相互に認め合い、安心して自己有用感を感じ、互いに絆を紡いでいく場となるようにすることが大切です。


### (3) すべての児童生徒が活躍できる場を

- 児童生徒が教室で安心して生活するためには、「時間を守る」、「授業に臨む好ましい姿を身につける」、「忘れ物をしない」等の学校生活の約束やルールを児童生徒が守ろうとする意識を醸成する指導が必要であるとともに、仲間のミスや言動を笑ったり、からかったりすることのない雰囲気づくりが大切です。
- 授業や行事の中で、すべての児童生徒が活躍できる場を教師が意図的に設定することが重要です。

## 3 未然防止と早期発見・早期対応の取組

### (1) 未然防止のために

- 2で述べた学級や学校の風土づくりを進めるためには「学校いじめ防止基本方針」の組織や年間計画を実効性の高いものへ、アップデートしていくことが大切です。
- 特に、児童生徒の「いじめは絶対しない、させない」という意識を高めるためには、教師側からの一方的な指導に頼るのではなく、日常的な授業や行事での「絆づくり」に加え、下表のような教育活動の充実を図ることも必要です。
- また、学校ホームページや学校通信等を通して、さらにPTA、学校教育推進会議、地域教育会議、コミュニティ・スクール等を通じて、学校の内いじめに対する姿勢や防止に向けた取組を発信し、家庭や地域のいじめ問題への理解を深める働きかけが大切です。
- このような働きかけが、地域ぐるみの「あいさつ運動」等の児童生徒を見守る取組につながる可能性を高めます。

いじめ防止に向けた教育活動の例	
人権尊重教育	子どもの権利条例や生命の尊さを学ぶ機会を通して、他者を尊重する心の醸成に努めます。
道徳教育	いじめに関連する内容を指導計画に位置付け、いじめを許さない心の育成に努めます。
情報モラル教育	SNS等の利用に関して、正しい知識と適切な判断力を身につけさせるよう努めます。
かわさき共生*共育プログラム	「仲間づくり」「仲間の良さを知る」ために有効なエクササイズを適時、効果的に実施します。
児童会・生徒会活動	すべての児童生徒が考えた「いじめ防止標語」を教室等に掲示します。その中から代表標語を決定し、学級ポスターを作成します。すべての学級のポスターを校内に集中展示するなどして学校全体のいじめ防止の雰囲気を醸成します。 
家庭・地域との連携	上記のような取組の実践や児童生徒のふりかえりの様子を、保護者会、学校ホームページ、各種通信等で家庭や地域に発信し、学校の内いじめ防止の姿勢を共有します。



## (2) 早期発見～ソナーで探知～

- いじめの被害を受けている児童生徒は、そもそも SOS を出せていない、出していたとしても非常に微弱であるとの認識をもち、児童生徒の状況をきめ細かく観察し、「ソナーで探知」という意識をもって、どの集団でも起こる小さなトラブルやけんか、その後も生じているかも知れない被害感情を把握し、SOS をキャッチすることが必要です。
- 情報を複数重ね合わせていく中で、これまで見えていなかった「救いを求める」児童生徒の姿が浮かび上がってくる場合があります。
- いじめは「どの学級（部活動等の集団を含む）でも、誰にでも起こり得る」という認識のもと、全教職員が、以下のような方法で、すべての児童生徒の学校生活の状況の把握に努めます。
- 教職員が得た情報は、学級担任、学年主任、CO、生徒指導担当、養護教諭等に報告し、さらに情報を集め、重ね合わせた上で、対応の検討を行います。

児童生徒の状況把握の方法例	
● 学級担任、学年教職員、教科担任、養護教諭、部活動顧問等による日常的な観察	※ 「学級での様子」、「授業での様子を含めた学習状況」、「保健室利用の状況」、「部活動での様子」等
● 定期的なアンケートをもとにした教育相談（児童生徒との個人面談）の実施	※ 教育相談は、主に中学校・高等学校で実施されますが、近年の状況においては小学校でも必要な取組です。
● 連絡帳、個人ノート、GIGA 端末からの情報	
● 保護者からの情報	
● 欠席、遅刻、早退等の状況	
● かわさき共生＊共育プログラム効果測定アンケート結果における座標位置の変化や質問項目への回答状況	

日常的な観察の視点とポイントの例		
表情やしぐさ	身体の状況	行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 笑顔がなく、沈んでいる</li> <li>● 視線をそらす、うつむきがち</li> <li>● 口数が少ない</li> <li>● 感情の起伏が激しい</li> <li>● わざとらしくはしゃぐ</li> <li>● ぼんやりすることが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体に傷やあざがある</li> <li>● 顔色が悪い</li> <li>● 顔にむくみがある（寝不足）</li> <li>● けがをした理由を話さない</li> <li>● 断続的に体調不良を訴える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人でいることが多い</li> <li>● 登校を渋る</li> <li>● 職員室や保健室の周りにいることが多い</li> <li>● 授業に遅れることが多い</li> </ul>
活動意欲・学習状況	持ち物や服装	交友関係・周囲との関係
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動意欲の低下がみられる</li> <li>● 学習に集中できない</li> <li>● 発言をしなくなる</li> <li>● 提出物の状況が悪化する</li> <li>● 宿題を忘れる</li> <li>● 急な学力の低下がみられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 忘れ物が多くなる</li> <li>● 持ち物や作品がなくなる</li> <li>● 机・いすに汚れが目立つ</li> <li>● 不要な金品を持っている</li> <li>● 服に汚れや破れがある</li> <li>● ボタンがとれている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループ学習に入れない</li> <li>● 常に特定のグループと行動するようになる</li> <li>● 以前とあだ名が変わる</li> <li>● 言動を笑われる・無視される</li> <li>● 言動を冷やかされる</li> </ul>
教師との関係	家庭での様子	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教師と目を合わせない</li> <li>● 教師を避ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 携帯電話を不安げにいじる</li> <li>● 金品を持ち出す</li> </ul>	



### (3) 早期対応

【参照】第3章-5「個に応じた指導・支援のイメージ」

- いじめの対応で最も重要なことは「被害者」を救済し、守り抜くことです。「協力してくれる児童生徒」にも同様の配慮をすることが大切です。
- 「いじめの疑い」がある場合は、管理職の指揮のもと早急に、校内いじめ対策ケース会議（以下、ケース会議）を招集し対応を行います。ケース会議では迅速に情報共有を行い、具体的な対応の手順や役割分担を決めて対応を進めます。
- 「いつ・誰が・どこで・誰に対して・どんな目的で・どのような内容を」行うかを明確にし、対応後の情報共有の方法についても確認しておきます。

#### ① 事実関係把握のための調査

調査の方法と主な内容	
方法	内容
聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査を円滑に進めるために、聞き取りの順を慎重に検討します。</li> <li>● 聞き取り等の過程で曖昧な点は、再度聞き取りを行います。</li> </ul> <p><b>【対象】 いじめを受けたと思われる児童生徒</b>（※必要に応じて、その保護者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの実態の具体的な事実を把握します。</li> </ul> <p><b>【対象】 いじめに関係していると思われる児童生徒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別に聞き取りを進めます。可能な限り、同時に行います。</li> </ul>
アンケート	<p><b>【対象】 学級や学年等、事態の状況に応じて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な生活アンケートではなく、児童生徒のプライバシーに配慮して、調査に必要な情報を収集できる内容にします。</li> <li>・ 複数の教職員によりアンケートを集約し、複数の教職員が多面的に分析し、客観的な事実関係の把握につなげます。</li> </ul>
客観的な時系列記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聞き取りやアンケート等で得た情報をもとに、時系列にそった記録を蓄積します。</li> <li>・ 「いつ・誰が・どこで・何を・なぜ・どうした」という客観的な事実を記録にします。</li> </ul>

#### ② 認知と事実関係の情報共有

- 事実関係の把握後、速やかに校内いじめ防止対策会議（以下、対策会議）で情報共有・集約を行い、いじめを認知した場合は、教職員全体でも情報を共有するとともに、一体的な指導・支援体制の構築への協力と情報管理の徹底を確認します。

#### いじめの深刻さを見誤らない ②

一方で、悪口、冷やかし、からかい、無視などの行為、特に SNS への書き込み等の場合には把握が困難で、誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性が高いことがわかっています。このようないじめは、行為自体の問題性という点では深刻に捉えにくいものですが、特定の児童生徒に対して執拗に長期間行われることにより、被害者の心理的な苦痛は蓄積していき、登校できなくなることや、最悪の場合は自ら命を絶つということにもなりかねません。

いじめには、一見して深刻とわかるものから、軽いふざけにしか見えないものまでありますが、行為自体の問題性だけにとらわれず、その行為が被害者にもたらす心身の苦痛を見据えて深刻さを判断することが重要です。

### ③ 解消に向けた対応

- 把握した事実を元に、対策会議及びケース会議の方針に基づき以下の対応を進めます。

対象ごとの主な対応	
対象	対応
① いじめられた児童生徒 ※ 以下、被害者	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>最後まで守り抜くという姿勢を示して支援します。</b></li><li>・ 登下校時、休み時間の見守り等を含めた安全・安心な環境づくり</li><li>・ いじめからの継続的な保護</li><li>・ 心のケアのための信頼できる教職員による継続的な関わり 等</li></ul>
② 被害者の保護者	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>スピード感を持ち、被害者の心情に寄り添った対応を心がけます。</b></li><li>・ 学校の対応方針、対応経過に関する随時の情報提供</li><li>・ 家庭での見守りと学校との連携に関する協力要請 等</li></ul>
③ 関係する児童生徒 (いじめた児童生徒) ※ 以下、加害者	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>いじめ行為の背景にある加害者の内面の理解に努めます。</b></li><li>・ 相手の立場に立ち、辛さや苦しさを想像できる指導</li><li>・ 抱えているストレスや不満・不安と、その背景や要因を振り返らせる指導</li><li>・ 上記の解消や改善に向けた支援 等</li></ul>
④ 加害者の保護者	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>把握した事実を説明し、解決に向けての協力を要請します。</b></li><li>● <b>加害者の家庭等での状況を聴き取ります。</b></li></ul>
⑤ 周囲の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>一人ひとりかけがいのない存在ということに重点を置いて指導します。</b></li><li>・ 集団の中での自身の置かれた立場を振り返り、何をすべきだったのか、どう行動すべきだったのかを考えさせる指導</li><li>・ 「いじめを許さない」意志を児童生徒相互が共有できる指導 等</li></ul>

### (4) 区・教育担当や関係機関との連携

- いじめの発見から事実関係の把握、認知の過程で緊急度や困難度があると管理職が判断した場合は、迅速に区・教育担当等へ報告し、関係機関との連携も含めて対応の相談をします。
- 暴力を伴う場合等には、被害者から警察に被害届が提出される場合があります。届出は被害者の任意で行われるものであるため、被害者や保護者の意向を尊重します。
- 被害届が受理された場合、必要に応じて、警察から教育委員会宛に発出される「捜査関係事項照会書」に基づき、学校は警察に情報提供を行います。

## 4 解消後の経過観察と再発防止

- 文部科学省では、「いじめが解消している状態」について次のように示しています。

- **少なくとも3カ月間いじめ行為が止んでいること**
- **被害者が心身の苦痛を感じていないこと（面談などで確認する）**

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

- 学校は、被害者の様子や心情を確実に把握し、必要に応じて学校外の心理や福祉の専門家等の協力を得るなどして、上記の状態になるまで支援を継続します。一定の改善ができたと思われた後にも、水面下でくすぶっていて、再発する可能性を想定しておくことが重要です。

- 「解消に向けた対応」は継続的に行い、再発防止に努めるとともに未然防止の取組を再構築します。
- いじめが解消された後にも、被害者に心理的な影響が残っている可能性を視野に入れて、被害者や保護者に寄り添った支援を継続することが大切です。

## 5 重大事態を招かないために

- いじめ防止対策推進法では、以下のような場合が「重大事態」として定められています。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間 30 日を目安）
  - ※ 児童生徒や保護者から、いじめられて、重大事態に至ったという申し立てがあったとき

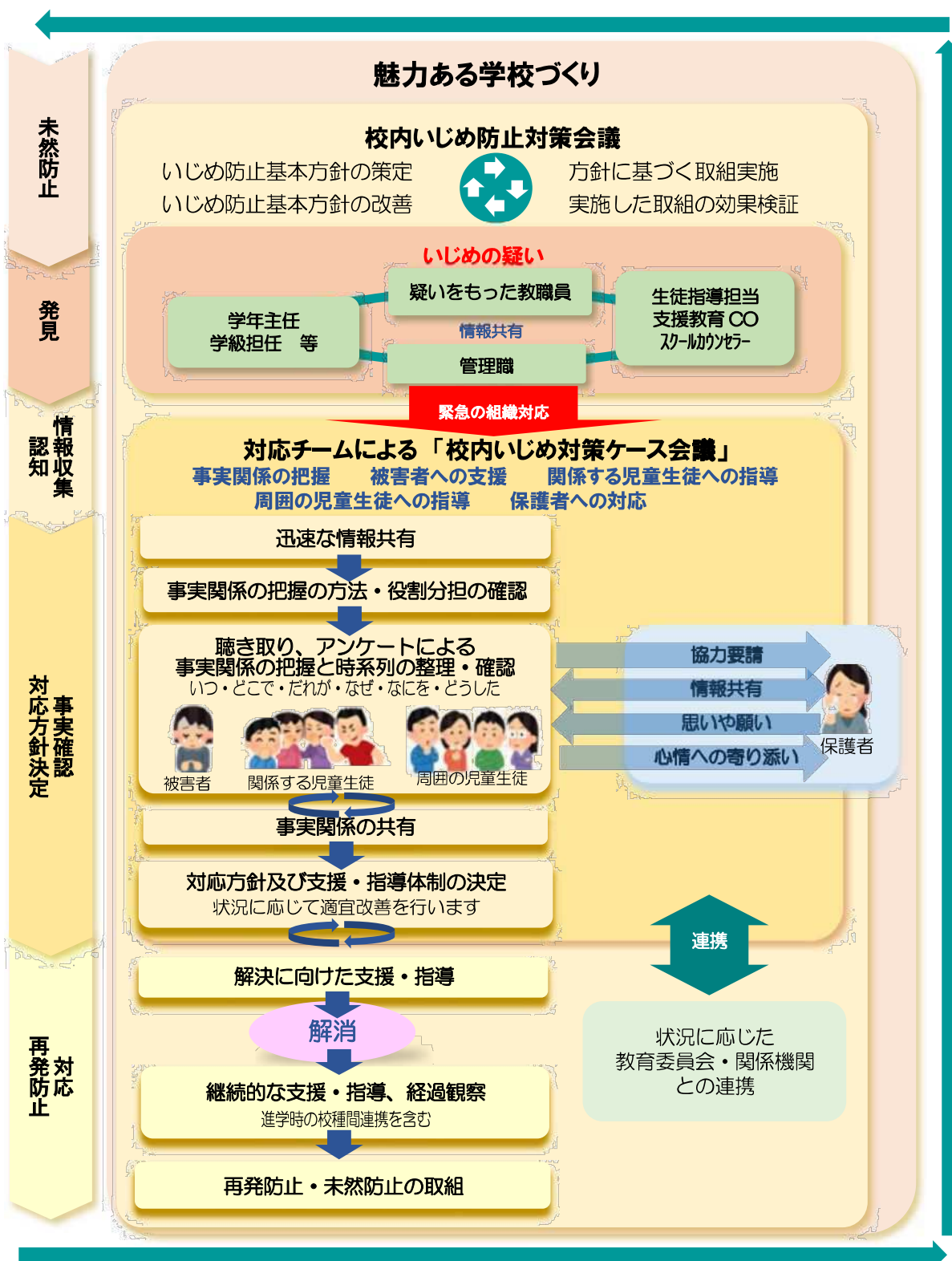
- 重大事態については、法律、精神医学、心理等の専門的な知識と経験を有する第三者で構成される「いじめ問題専門・調査委員会」が調査を行う必要が生じます。
- こうした事態を招かないためには、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを発見した初期からの迅速かつ適切な対応が重要です。

### 出席停止措置とは

いじめ防止対策推進法には「教育委員会はいじめを行った児童等の保護者に対して当該児童等の出席停止（学校教育法に基づく）を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる」との内容が示されています。平成 13 年の文部科学省通知には、「出席停止の制度は本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度であり、その権限と責任は教育委員会にある」「出席停止に関し事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって教育委員会が責任を持って対処する必要がある」「校長は学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい」と示されています。実際に加害者を出席停止にすることには、学習保障等の様々な課題があります。

そうした事態にならないよう、いじめを発見した初期から被害者の安全確保と本人・保護者に寄り添った対応、加害者側への十分な指導を進め、いじめの解消に向けて取り組むことが大切です。

## 6 いじめ防止の取組と発生時の対応のイメージ



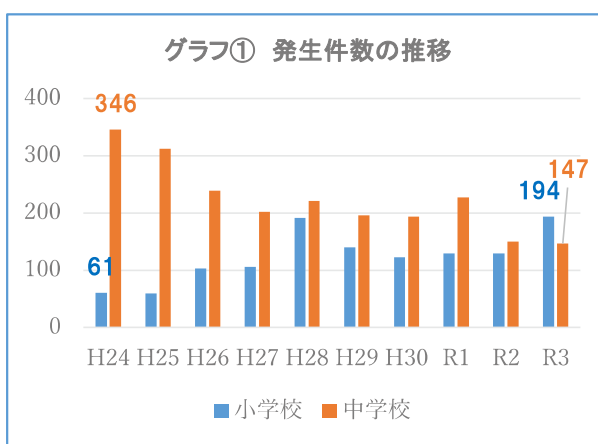
## 第7章 暴力行為の防止に向けて

暴力行為は、社会において許されない犯罪行為であり、学校においても「許されない行為である」と暴力を明確に否定することが大切です。暴力行為が発生する背景には、児童生徒を取り巻く様々な環境などの課題があります。単に、暴力という現象のみに目を向けるのではなく、どうして暴力行為に及ぶのかなど、その背景に迫るとともに児童生徒の発達の観点からも検討しなくてはなりません。特に、繰り返し暴力行為を行った児童生徒への指導や支援については、その特性や内面の理解を深め、保護者、関係機関との連携を図り、暴力行為の減少に努めていく必要があります。

### 1 本市における現状

#### (1) 発生状況

- グラフ①でわかるように、小・中学校における10年間の状況については中学校では大幅に減少していますが、小学校では、10年前との比較では約3倍に増加しています。
- ここ数年は残念ながら中学校においても大きな減少傾向は見られていない状況にあり、一層の未然防止策を講じていく必要があります。



問題行動等調査より

#### (2) 暴力行為の傾向

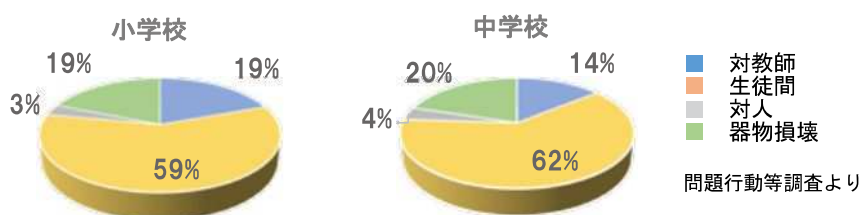
##### ① 児童生徒間暴力

- グラフ②は小学校と中学校における暴力行為の4つの形態（対教師、生徒間、対人、器物損壊）の平成24年度から令和3年度までの10年間の累計比率です。いずれの校種においても児童生徒間の暴力が半数以上を占めるという傾向がみられます。
- 生徒間暴力においては、コミュニケーション力の不足が原因となり、多くは「些細な行き違いから、つい手が出してしまった」というものです。

##### ② 対教師暴力

- 対教師暴力においては、問題行動があった際に、児童生徒の特性やその時の精神状態に配慮せずに、その場で適切でない対応をした教師の言動が暴力を誘発してしまった事例が少なくありません。

グラフ② 小・中学校における形態の傾向

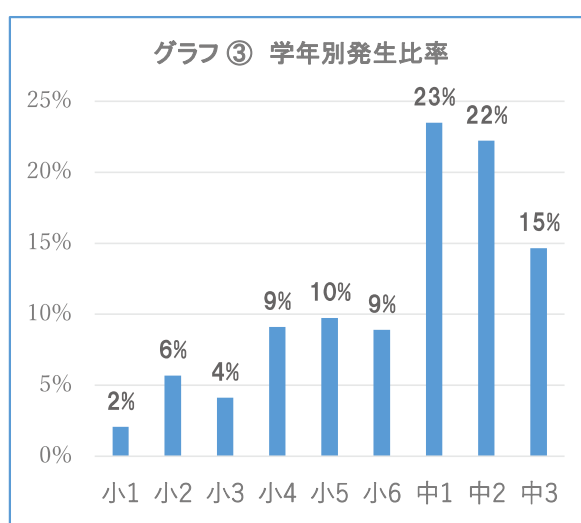


### ③ 暴力行為を繰り返す児童生徒

- 一方で、児童生徒に何らかの発達上の特性がある場合等には、特定の児童生徒による複数回の暴力行為に至ってしまうケースがあり、小学校では発生件数の約20%、中学校では約3%がこれに該当します。
- こうしたケースでは、特に小学校において、学級担任が指導に焦りを感じながらも、他者に相談できずに孤立しがちになることや、何とか自分の力で変容を促したいとの思いから高圧的な指導で押さえつけようとして、かえって事態を悪化させてしまうこと等があります。
- 学校全体で児童生徒の特性等の理解に努めるとともに、保護者の悩みに寄り添う姿勢を示し、必要に応じて、関係機関とも連携しながら、チームとして日常的な指導や支援を進めることが大切です。

### ④ 児童生徒同士、児童生徒と教師の良好な関係づくりを

- グラフ③は平成29年度から令和3年度までの5年間の学年別の発生件数を累計し、比率で表したものです。学年が上がるにつれ徐々に増加し、中学1年で急増することがわかります。
- 児童生徒が思春期を迎え、心身の変化が大きく心と体のアンバランスが大きくなる時期であり、さらに進学を機に複数の小学校から進学した中学校で、日常の環境や人間関係が大きく変化する時期と重なっています。
- こうした状況を認識し、児童生徒同士や児童生徒と教師の良好な関係づくりに向けた取組を進めていく必要があります。



問題行動等調査より

## 2 未然防止

- 暴力行為の未然防止のためには、不登校やいじめの未然防止と同様に**第1章**に示した「魅力ある学校づくり」を推進し、学校全体で暴力を許容しない雰囲気をつくることが重要です。
- 児童生徒は、それぞれの成育環境や性格・特性、現在置かれている状況が異なっており、それぞれに自分では解決できないような問題に悩んでいることも多く、表面上は穏やかに生活しているように見えても、誰もが何らかの課題を抱えているとの認識をもつことが大切です。
- その上で、日頃から児童生徒一人ひとりの言動に心を配り、小さな変化に気づき、適切な声かけをしながら、課題を抱えている児童生徒の内面に寄り添った関わりの機会を設定し、児童生徒との信頼を深められるよう努めていくことが重要です。
- そのような日常からの児童生徒との良好な関係が、万が一暴力行為が発生した際に、指導や支援を有効なものにします。

### 3 早期発見

【参照】第3章-5「個に応じた指導・支援のイメージ」

- 粗暴な言葉遣い、相手を殴るような素振りや物を叩くこと等の他、暴力を伴わないいじめといった言動を暴力行為の前兆行動として捉え、早期に対応していくことが重要です。

#### (1) 児童生徒を多面的に分析する

- 当該の児童生徒の発達、健康、心理、家庭、交友、学習、進路等に関わる関係機関を対策会議に招集し、多面的に、適切な指導や支援を検討します。

##### 暴力行為の前兆行動がみられる児童生徒を分析する視点の例

- 発達障害等を背景とした2次的な問題が起きていないか。
- 学校や地域における交友関係のトラブルやいじめによりストレスを抱えていないか。
- 家庭において、虐待または大きなストレスとなるような問題はないか。
- 学習面の遅れや進路の悩みが本人のストレスや感情の荒れにつながっていないか。 等

#### (2) 児童生徒本人の気持ちに寄り添う

- 対応を進める上で、大切なことは児童生徒本人の話を、先入観や偏見を持たずに丁寧に聞くことです。
- 粘り強く真摯に耳を傾ける姿勢が、本人の気持ちを和らげ、成長へつながる力を取り戻させ、今まで粗暴な言動でしか表せなかったSOSを適切に発信できる可能性を高めます。

#### (3) 必要な指導や支援

- 指導や支援は、本人の気持ちに寄り添ってチームで適切に進めます。
- 特に、学校外の関係機関と連携する場合には、本人及び保護者が、指導や支援が必要な理由や目的を十分に理解できるよう説明します。

##### 指導や支援の例

- |                |                |             |
|----------------|----------------|-------------|
| ● 児童生徒の人間関係の調整 | ● 学習支援や進路指導の強化 | ● 保護者への働きかけ |
| ● 専門機関への相談     | ● 医療や福祉へのつなぎ 等 |             |

### 4 暴力行為への対応

- 目の前で起きている児童生徒の暴力行為にどう対処すべきか知っておく必要があります。
- 児童生徒（または教師）が被害を受けている場合には、その救済（けがの応急処置や医療機関への搬送を含む）を最優先するとともに、周囲の児童生徒等の安全を確保します。
- 自分一人での対処が難しい場合には、「やめなさい」等と声をかけ続けながら、他の児童生徒に応援の教職員を呼びに行かせるなど、その場を離れないようにします。
- 教師が威圧的や挑発的な言動をとることは、事態を悪化させることになりかねません。場合によっては、暴力をふるっている児童生徒を押さえて行為を制止することも必要な場合がありますが、どの児童生徒にも教師にも、けがのないように配慮する必要があります。
- 暴力行為が単発的、突発的なものなのか、いじめとして捉えるべきものなのかは、暴力行為の加被害双方及び目撃していた児童生徒から十分な聴き取りをした上で、被害側の心情を配慮し、慎重に判断することが重要です。



## (1) 他者への暴力

- 学校において他の児童生徒や教師に向けられた「殴る」「蹴る」等の暴力行為に対しては、児童生徒が抱える課題如何に関わらず、「行為自体は許されない」という毅然とした態度で指導にあたる必要があります。
- 一方で、暴力に至った理由、心情や抱えている背景等については、児童生徒の声に丁寧に耳を傾け、本人の生きづらさの理解に努め、保護者、さらに必要に応じて関係機関と連携して継続的に指導や支援を行います。
- 毅然とした態度とは、高圧的に叱りつけることや本人の言い分などを一切聞かないということではありません。指導が目指すのは、自分の行為を振り返らせ、児童生徒本人が「同じ過ちをしない」という強い意志をもたせる点にあります。

## (2) 物を壊すなどの暴力

- 故意に物を壊す、落書きをすることといった行為の指導についても**(1)他者への暴力**と同様の考え方で進めます。
- 自分の行為が他の児童生徒にとってどんな影響があり、迷惑になっているのかを考えさせます。
- 簡易に修復や修繕が可能な破損については、指導の一環として教師が当該児童生徒と一緒に作業を行い、その過程で自分のことを考えさせることも効果があります。

## (3) 過去の暴力行為

- 過去に起こった暴力行為が、時間が経過したのちに発覚した場合にも可能な限り対応する必要があります。

## 5 関係機関との連携



### (1) 暴力行為を行った児童生徒に対して

- 暴力行為は傷害罪、暴行罪、器物損壊罪等の犯罪行為に問われる行為であることから、学校での教育的指導の範疇を超える行為であれば警察との連携について視野に入れて対応する必要があります。こうした学校の姿勢は、あらかじめ児童生徒、保護者、地域等に周知しておくことが大切です。
- 暴力行為によって児童生徒が警察や児童相談所での指導を受けたり、少年鑑別所や少年院といった施設に入所、入院をしたりしたとしても、学校との関係を切らずに、むしろ関係を強化する機会と捉えておくことが大切です。

### (2) 被害を受けた児童生徒に対して

- 暴力行為を受けた児童生徒（または教職員）に対してはけがの治療とともに、本人や保護者と相談しながら、学級担任、CO、養護教諭やSCの他、必要に応じて県警少年相談・保護センターや医療機関等の学校外の機関の協力を得ながら、精神面でのケアを行います。

## 社会的ないじめや暴力の防止を ～野宿生活者への嫌がらせや暴力を例に～

報道機関等では、ホームレス、路上生活者等といった呼称が一般的ですが、定住する住居を持たずに、路上、公園、河川敷等で生活している人を、本市教育委員会では野宿生活者と称しています。昭和57年、神奈川県内で発生した少年グループによる野宿生活者への襲撃殺人事件は社会に衝撃を与えました。現在でも、こうした生活をしている人に対する嫌がらせや暴力行為は後を絶っておらず、令和2年には、他県で未成年男子学生による「遊び」感覚での襲撃によって、野宿生活者一人が命を落とすという事件があり、大きく報道されました。

本市にも、多摩川河川敷等を中心に多くの野宿生活者がいます。近年では、本市児童生徒が関与し、大きな事件となった事案はありませんが、昭和から平成にかけて、嫌がらせ行為や暴力行為が断続的に発生してきました。以下にいくつかの事例を示します。

- 平成7年6月から7月にかけて、市内公園等で複数の少年グループが、野宿生活者に対してロケット花火を打ち込む事案が頻発した。
- 平成15年5月ごろから4カ月もの長期間、少年グループが繰り返し、野宿生活者に対して、殴打等の暴行をはたらき、頭部打撲等の傷害を負わせる事案が発生した。

この他にも、「石や空き缶等を投げつけられた」「住居の段ボールに火をつけられた」などの被害情報を踏まえ、教育委員会では、当時から学校の長期休業に合わせて定期的に野宿生活者への聞き取り調査を兼ねたパトロールを実施し、現在でも継続実施しています。野宿生活者への嫌がらせや暴力行為は、人権を侵害する行為であり、学校全体の人権尊重教育や児童生徒指導計画の中に適切に位置づけ、児童生徒への指導を継続して行う必要があります。また、こうした行為に至る考えは、ともすると高齢者や障害者等の社会的弱者とされる人への差別や偏見につながりかねないことを、認識しておく必要があります。

